

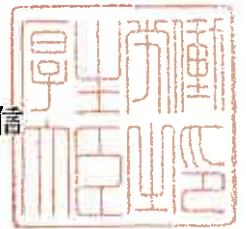
厚生労働省発雇均0305第4号

令和 2 年 3 月 5 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の意見を求める。

記

令和2年度に係る中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ（1）の支給率を0とすること。

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 〔安全率を 加味した見込み〕
<b>収入</b>	<b>4,061</b>	<b>4,976</b>	<b>5,122</b>	<b>4,476</b>	<b>4,357</b>
掛金収入等	3,733	3,864	3,984	4,052	4,134
運用収入等	274	1,056	1,079	363	156
その他	54	56	59	61	66
<b>支出</b>	<b>4,711</b>	<b>4,314</b>	<b>4,604</b>	<b>4,516</b>	<b>4,631</b>
退職金支出等	3,629	3,563	3,584	3,708	3,787
責任準備金等の増	485	687	953	741	753
運用費用等	541	3	3	4	33
その他	55	60	63	64	58
<b>当期損益金</b>	<b>△ 650</b>	<b>662</b>	<b>519</b>	<b>△ 40</b>	<b>△ 274</b>
<b>累積剰余金/累積欠損金</b>	<b>3,151</b>	<b>3,813</b>	<b>4,335</b>	<b>4,295</b>	<b>4,020</b>

(注1) 令和元年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

(注2) 平成29年度の累積剰余金については、融資経理廃止に伴う給付経理への資産移換分を含むため、平成28年度の累積剰余金と平成29年度の当期損益金との合算と一致しない。

(注3) 平成30年度の責任準備金の計算誤りについては修正後の数字を平成30年度の欄に反映済。

## 令和元年度収支の見込みの算定について

### 1. 掛金収入、退職金支出等

令和元年1月1月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～令和2年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

### 2. 責任準備金額

1の推計結果から令和2年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

### 3. 運用収入

#### (1) 自家運用

令和元年12月末時点で保有している資産及び令和2年1月～3月に購入予定の資産について、令和2年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

#### (2) 委託運用

令和2年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

3月の収益率：資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の

「平均値」及び「標準偏差」を用いて、

「3月の収益率」＝「平均値」－「標準偏差」×2

として、安全率を加味して推計した。

# 付加退職金支給ルールについて

- 前年度の決算における累積剰余金の額の4,400億円に対する不足額（累積剰余金が4,400億円を超過している場合は0とする。）を、各年度から2022（令和4）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の利益金の半額を付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。

◆ 単年度目標額の計算式

各年度の単年度目標額 =

$$\frac{4,400\text{億円} - \text{前年度剰余金}}{2022\text{年度} - \text{支給率を計算する年度} \text{ (2022年度までの残存年数)}}$$

※分子がマイナスの場合はゼロ

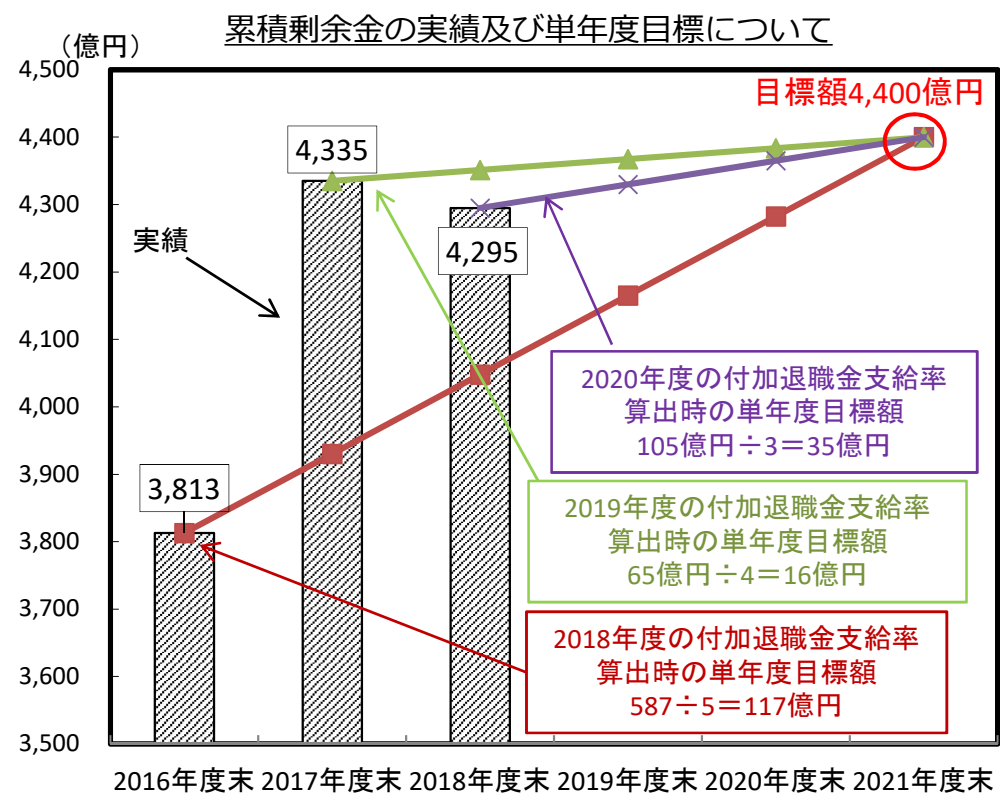
◆ 当年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる

◆ ただし、単年度目標額は優先して剰余の積立てに充てる

当年度利益

… 付加退職金に充てる部分

… 剰余の積立てに充てる部分



※累積剰余金は、給付経理での値を指す。